

告示

埼玉県選管告示第三十六号

令和八年三月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、五五七人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六五、九八〇人

三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、六三二人
南第二区 川口市	一四六、八八七人
南第三区 さいたま市西区	二六、五〇六人
南第四区 さいたま市北区	四二、五〇三人
南第五区 さいたま市大宮区	三五、二二六人
南第六区 さいたま市見沼区	四六、二八七人
南第七区 さいたま市中央区	二八、九六三人

南第八区	さいたま市桜区	二六、八〇六人
南第九区	さいたま市浦和区	四六、四〇四人
南第十区	さいたま市南区	五三、一九五人
南第十一区	さいたま市緑区	三六、六五五人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、三四一人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、九九一人
南第十四区	桶川市	二一、〇三一人
南第十五区	北本市	一八、七八七人
南第十六区	鴻巣市	三三、一八九人
南第十七区	志木市	二〇、九五八人
南第十八区	新座市	四五、九四一人
南第十九区	蕨市	一九、六七一人
南第二十区	戸田市	三七、五七九人
南第二十一区	朝霞市	三九、八八二人
南第二十二区	和光市	二三、三二二人
西第一区	所沢市	九六、八一一人
西第二区	入間市	四〇、四五六人
西第三区	飯能市	二二、〇六七人
西第四区	狭山市	四一、九九七人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇四一人
西第六区	富士見市	三一、四五六人
西第七区	川越市	九七、七五四人
西第八区	日高市	一五、二九五
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、一四七人
西第十区	坂戸市	二七、六六〇人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、六四五人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三五、四八六人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、〇九六人
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二六、三七四人
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三二、九四〇人
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五一、〇五一人
北第四区	熊谷市	五三、五四一人
東第一区	行田市	二一、九八〇人

東第二区	羽生市	一四、八一四人
東第三区	加須市	三一、二五二人
東第四区	久喜市	四二、四一人
東第五区	蓮田市	一七、四三七人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、一一七人
東第七区	春日部市	六四、九九九人
東第八区	越谷市	九四、九二六人
東第九区	八潮市	二五、四二六人
東第十区	三郷市	三八、三三九人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、二四〇人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、五五四人